

総合事業者保険（雇用リスクに関する補償）の補償内容についてのご案内

（2014年8月29日補償開始契約用）

このご案内では、総合事業者保険（雇用リスクに関する補償）の主な保険金の概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店、または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

1. 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合	
日本国内でなされた不当雇用慣行を請求の理由として、保険期間中に日本国内で被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害、および記名被保険者が労働組合（※1）、弁護士、社会保険労務士（※2）、労働局または労働基準監督署から、不当雇用慣行の申立てを受け弁護士に相談した費用に対して、保険金をお支払いします。	
不当雇用慣行とは過去、現在または将来における、記名被保険者との雇用関係に関する次の事由をいいます。 ア. 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了（※3） イ. ハラスメント（※4）または名誉毀損、誹謗、中傷、侮辱行為もしくはプライバシーの侵害 ウ. 不当な差別行為 エ. 不当な報復行為 オ. 雇用に関してなされた、虚偽または誤解を与える説明 カ. 不当に雇用せずもしくは昇進させない行為、就労機会を不当に剥奪する行為、不当に降格させる行為、または従業員を適切に評価しない行為 キ. 不当な懲戒行為 （※1）記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織を除きます。 （※2）記名被保険者が顧問契約を締結している弁護士および社会保険労務士を除きます。 （※3）黙示の契約に対する違反行為を含みます。 （※4）パワーハラスメント、セクシャルハラスメントまたはいじめを含みます。	

2. 保険金をお支払いする損害の概要

	損害の種類	保険金をお支払いする損害の概要
1	損害賠償金	●被保険者に対する判決、裁定等による損害賠償金額 ●上記の判決、裁定等により被保険者が支払うべきとされる訴訟費用、裁定費用 ●和解金、示談金（※1）
2	防御費用	損害賠償請求に関する調査、交渉、訴訟、仲裁、調停、和解等に関して生じた費用であって、弊社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認められたものをいいます（※2）
3	事業主相談費用等	記名被保険者が負担する可能性のある責任について記名被保険者が行う法的な相談およびこれに伴い生じた交渉等に要する費用（※3）として、弁護士に対して支出した費用であって、弊社があらかじめ書面により妥当かつ必要と認められたものをいいます。ただし、顧問料（※4）および損害賠償請求に関わる交渉等に要する費用を除きます。

（※1）弊社があらかじめ書面により認めていた場合に限りです。

（※2）記名被保険者の役員および従業員に対する賞金、給与、賞与その他の報酬ならびに損害賠償請求がなされる前に発生した費用を除きます。

（※3）相談費用、着手金、報酬金等を含みます。

（※4）弁護士が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価をいいます。